

(仮 訳)

## プレス・リリース

2011 年 10 月 18 日  
バーゼル銀行監督委員会

### バーゼルⅢ実施のアップデート

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、本日、「バーゼルⅢ実施に向けた進捗状況に関する報告書」の初回版を公表した。

本報告書は、バーゼル委メンバー国において、バーゼルⅡ、バーゼル 2.5 及びバーゼルⅢの採用が 2011 年 9 月末時点でどの程度進捗しているかを概観したものである。各国は、国際的に合意されたスケジュールに則ってバーゼル委の自己資本基準を国内法ないし規則に反映させる作業を進めており、本報告書では、この国内ルール策定プロセスが現在どのような状況にあるかに焦点を当てている。バーゼル委は、こうしたディスクロージャーがメンバー国に国際合意を完全に順守する追加的なインセンティブを与えると信じる。

バーゼル委議長を務めるスウェーデン中央銀行のステファン・インゲベス総裁は、「バーゼルⅢ実施プロセスの極めて重要な第一歩は、合意されたスケジュールに則ってバーゼル委の全メンバー国が確実に枠組みを実施することである。本日公表された進捗報告書は、バーゼルⅢをスケジュールどおり、完全に、そして整合的に実施することに対するバーゼル委の強力なコミットメントの表明である」と述べた。

2011 年 9 月 28 日に公表されたとおり、バーゼル委は、メンバー国がバーゼル自己資本規制の枠組みを如何に実施しているかを監視し検証するための包括的なアプローチを採用した。本日の報告書には、メンバー国による自己資本規制の枠組みの採用状況が開示されている。バーゼル委のアプローチにおける次のステップは、メンバー国の国内法ないし規則が国際的な最低基準と整合的であるか否かを検証し、健全性の観点もしくは競争条件の公平性の観点から懸念をもたらし得る相違を特定することである。また、このアプローチでは、銀行間及び法域間での整合性を確保するため、銀行勘定及びトレーディング勘定双方におけるリスク加重資産の計測実務も検証する。バーゼル委での準備は順調に進んでいるため、これらの検証を 2012 年初までに開始することができる。

### **バーゼル銀行監督委員会について**

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進し強化することを目指している。委員会のメンバーは、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。バーゼル銀行監督委員会の事務局は、スイス・バーゼルの国際決済銀行に置かれている。